

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあつては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和8年8月7日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	(仮称)ファッションセンターしまむら中村南店
2 店舗所在地	練馬区中村南一丁目23番2
3 設置者名	株式会社しまむら
4 設置者住所	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
5 小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社しまむら
6 新設をする日	令和9年3月29日
7 店舗面積の合計	1,062 ㎡
8 駐車場の位置及び収容台数	敷地内35台
9 駐輪場の位置及び収容台数	敷地北東側ほか56台
10 荷さばき施設の位置及び面積	店舗内45㎡
11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内11.45㎡
12 小売業を行う者の開店時刻	午前10時
13 小売業を行う者の閉店時刻	午後8時
14 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで
15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所敷地北側ほか
16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間
17 届出日	令和8年7月28日
18 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19 縦覧期間	令和8年8月7日から令和8年12月7日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2 住所（団体にあつては所在地）3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和8年8月7日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	マチノマ大森
2 店舗所在地	大田区大森西三丁目1番38
3 設置者名	三井住友信託銀行株式会社
4 設置者住所	千代田区丸の内一丁目4番1号
5 届出日	令和8年7月23日
6 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
7 縦覧期間	令和8年8月7日から令和8年12月7日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
8 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
9 届出の概要	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-61-85

1 店舗名	ニトリ南砂店
2 店舗所在地	江東区南砂三丁目3番6号
3 設置者名	株式会社ニトリ
4 設置者住所	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
5 届出日	令和8年7月27日
6 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
7 縦覧期間	令和8年8月7日から令和8年12月7日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

- | | |
|---------|---|
| 8 縦覧時間 | 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。 |
| 9 届出の概要 | https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-61-86 |
| 1 店舗名 | 池袋グローブ |
| 2 店舗所在地 | 豊島区東池袋一丁目21番 4 号 |
| 3 設置者名 | 三井不動産商業ファンド投資法人 |
| 4 設置者住所 | 中央区銀座六丁目 8 番 7 号 |
| 5 届出日 | 令和8年7月30日 |
| 6 縦覧場所 | https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-61-89 |
| 7 縦覧期間 | 令和 8 年 8 月 7 日から令和 8 年 1 2 月 7 日まで |

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 店舗名 | ニトリ南砂店 |
| 2 店舗所在地 | 江東区南砂三丁目 3 番 6 号 |
| 3 設置者名 | 株式会社ニトリ |
| 4 店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日 | 令和7年10月1日 |